

令和4年監査公表第5号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年8月9日

半田市監査委員 西川承

半田市監査委員 竹内功治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年6月16日付けで受理しました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■ ■ ■ ■

2 請求書の提出

令和4年6月2日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年6月2日付け、住民監査請求書（3枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述の機会を求めますが、本書の2.の項で記載した半田市監査委員及び同事務局員を相手に陳述するつもりはありません（公正公平な監査を望めませんので。）。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。

2. 請求の内容

令和4年5月19日以降、本日までの間に見合う次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは給与・一時金の全額を、次の者に支給せずに、その不支給額の全額を半田市に収納せよ。

〔半田市監査委員（西川氏と竹内氏）及び半田市監査委員事務局員（斎藤氏、鈴木氏、佐藤氏）の計5人分です。〕

3. 請求の理由

(1) 半田市監査委員 竹内功治は、令和4年5月19日に市議会で監査委員に任命・着任しました。従って、竹内委員は、請求人が令和4年5月18日付けで新任半田市監査委員各位あての「住民監査請求書（2枚）」と題する文書の内容をすでに把握をして認識していかなければいけません。さらに竹内委員は、半田市市議会議員の立場でありますから、これまで市民が半田市監査委員に提出をした住民監査請求を半田市監査委員が不正な手口を用いて、ことごとく却下あるいは棄却をしていた事実も知っているはずですし、知っていないわけません。

それとは別に、請求人が市議事課の石原氏を通して、本年5月27日（金）に竹内委員との面談を願い出ました。面談を願い出た理由は、これまでの市監査委員と同事務局が市民から提出された住民監査請求書をことごとく故意に却下あるいは棄却する不正対応をしつづけている事実を竹内委員にお伝えをすることで、市監査委員と同事務局の職務体質を本来の姿に改めていただこうと思ったからです。ところが竹内委員は、現在の不正体質の状態を改めずに、不良体制のまま令和4年5月18日付けの請求人提出の「住民監査請求書（2枚）」の監査（請求人から監査委員への陳述です。）を強行する案内状を請求人に郵送してきました。請求人は、この案内状の受取りを辞退する旨を郵便局に提出して、受取りを断りました（書証1.）。

(2) 令和4年5月30日付けの「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」と題する文書（書証2.）を請求人から市監査委員あてにFAX送信しました。

竹内委員以下の不正監査をさける必要があったからです。

(3) 半田市監査委員（西川氏）と半田市監査委員事務局（3人の職員）の不正・不良職務の状況は、令和4年5月18日付け、請求人作成の「住民監査請求書（2枚）」と題する文書（書証3.）に具体的に記述している通りであり、この状況は、現在も変りありません。

(4) 半田市長と半田市議会には、市民が提出した住民監査請求書を市監査委員からその都度通知・送達されています。

そして、市監査委員がこれらの住民監査請求をことごとく却下あるいは棄却して、住民監査請求制度をないがしろにしてきた事実も把握していますし、知っていないわけません。

ところが、半田市長と半田市議会は、市監査委員と同事務局のこのような不正を放置しつづけています。

以上の（1）～（4）の理由により、前項2. の請求の内容について、半田市長に措置を求めるます。

以上

第2 監査の請求

令和4年6月2日に提出された住民監査請求書（3枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、請求人が主張する請求要件の調査並びに関係機関へ確認した結果、所定の要件を具備しているものと認め、同月16日付けで住民監査請求書を收受するとともに受理を決定し、同月17日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年7月1日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を配達証明付書留郵便にて通知したが、請求人は、同年6月25日に同通知の受取を拒否した。

令和4年7月1日に、監査委員は、同項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会に備えて待機していたが、請求人は来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（3枚）」の「請求の内容」欄は、「令和4年5月19日以降、本日までの間に見合う次の者に支給することになる、半田市が支払う報酬あるいは給与・一時金の全額を、次の者に支給せずに、その不支給額の全額を半田市に収納せよ。〔半田市監査委員（西川氏と竹内氏）及び半田市監査委員事務局員（斎藤氏、鈴木氏、佐藤氏）の計5人分です。〕」と記載されている。

したがって、令和4年5月19日から同年6月2日までの半田市監査委員2名の委員報酬及び半田市監査委員事務局員3名の給与・一時金について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

また、法第199条の2の規定に基づき、「監査執行上の除斥」を適用した。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

（1）監査委員に関すること

① 監査委員の選任は、法第196条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 ※省略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とする。

- ② 監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

- ③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2 〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

- ⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・隨時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）

・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

〔検査〕

・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

〔審査〕

・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）

・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項
又は第 22 条第 1 項）

- ⑥ 監査委員の除斥は、法第 199 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 2 〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上
に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件に
ついては、監査することができない。

- ⑦ 請求人は、議会事務局（議事課）を通じて、5月 27 日（金）に竹内議会選出監査委員と
の面談を申出された。日程調整した結果、既に他の予定があり、都合をつけることが困難であった。

- ⑧ 5月 19 日から 6月 2 日までの間に、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条（別表）に基づき、各監査
委員に対し、以下の委員報酬が支払われた。

・識見を有する者の中から選任された委員 合計金額 210,400 円

　内訳 月額 105,200 円 × 2 か月（5・6 月分）

・議会の議員の中から選任された委員 合計金額 48,541 円

　内訳 月額 34,200 円 × 13 日 / 31 日 = 14,341 円（5 月分（令和 4 年 5 月 19 日
付け就任から日割計算））+ 月額 34,200 円 × 1 か月（6 月分）

（2）監査委員事務局の職員に関すること

- ① 監査委員事務局については、法第 200 条第 2 項に基づき、「半田市監査委員に関する条例
(平成 3 年 6 月 27 日条例第 35 号。以下「条例」という。)」が定められており、半田市は、条
例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の事務の処理及び職員の服務に
関しては、「半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号以下
「規程」という。）」が定められており、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。

- ② 事務局職員の職務は、規程第 3 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 3 条 〔職務〕

局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 局長に事故あるときは、上席職員がその職務を代理する。

- ③ 事務局職員の事務は、規程第 4 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第4条〔事務分掌〕

事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 監査委員に関すること。
- 二 予算、決算等財務に関すること。
- 三 文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
- 四 監査資料の収集及び整備に関すること。
- 五 事務事業の監査、決算の審査及び出納検査に関すること。

④ 5月19日から6月17日までの間、事務局職員の勤務状況は、以下のとおりである。

ア 半田市職員服務規程（昭和43年6月14日府達第5号）第3条第3項に基づく、無断欠勤の該当者はいない。

イ 監査等業務に関する超過勤務は、していない。

(3) 住民監査に関する業務等について

① 請求書が提出された場合の対応は、法第242条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第242条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不正に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第1項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

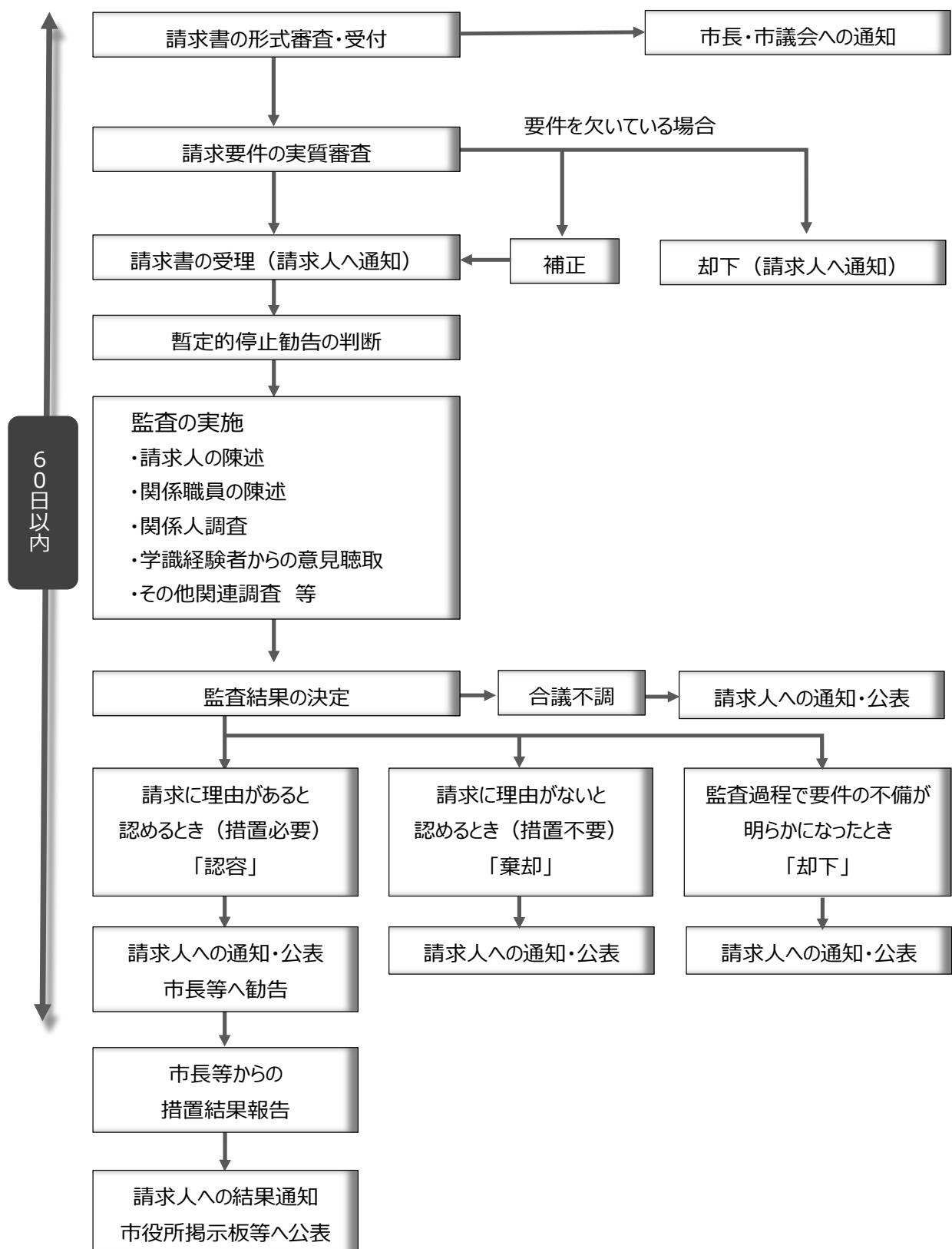
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細につきましては、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



② 令和4年6月2日付け提出された「住民監査請求書」の取扱いは、以下のとおりである。

令和4年6月2日付け、地方自治法第242条の規定に基づく、住民監査請求書に関して、

請求人は、新任半田市監査委員での監査を希望しているが、監査委員及び事務局職員とともに罷免及び人事異動がなく、対応方法に関して、法、法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 条）及び行政実例等による請求要件の調査や関係機関との調整に時間を要した。その結果、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、同月 16 日付けで住民監査請求書を收受するとともに受理を決定している。

- ③ 請求書が提出された以降、令和 4 年 6 月 23 日付けで「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申請書」が書面により提出されているが、住民監査請求において、「保留」の制度は、存在しない。
 - ④ 請求の結果（種類）は、基本的には、以下のとおり、3 種類となる。
 - ・却下：住民監査請求が請求要件を満たしていない場合。
 - ・棄却：住民監査請求の請求に理由がないと認める場合。
 - ・勧告：住民監査請求の請求に理由があると認める場合。
- なお、上記の棄却の場合において、法第 199 条第 10 項に基づき、以下のとおり、付言、付帯意見及び要望等を示す例がある。
- ・将来の発生が予測される類似の財務会計行為については異なる措置をとるべきであること。
 - ・請求事項に関わる制度を見直すこと。
 - ・記録の整備等の行政実務の改善を図ること。 等

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定により、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとしている。また、法第 196 条第 1 項の規定により、選任に関することが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の罷免について

法第 197 条の 2 の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるととき等は、議会の同意を得て、罷免することができるとしている。また、監査委員は、その意に反して罷免されることはないとされている。

3 監査委員の職務について

先述の「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

4 議会選出監査委員との面談について

請求人は、議会事務局（議事課）を通じて、5 月 27 日（金）に竹内議会選出監査委員との面談を申出された。日程を調整した結果、既に他の予定があり、調整ができず、要望に応えられなかつた。

5 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき支払われている。

6 住民監査請求の事務について

法第 200 条第 2 項に基づき、条例が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員については、規程が定められ、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記が置かれている。また、事務局職員は、規程第 3 条に基づき、監査委員又は上司の命を受け、監査（住民監査請求）に関する事務も担っている。

7 住民監査請求書の取扱いについて

令和 4 年 6 月 2 日付け、地方自治法第 242 条の規定に基づく、住民監査請求書に関して、請求人は、新任半田市監査委員での監査を希望しているが、監査委員及び事務局職員ともに罷免及び人事異動がなく、対応方法に関して、法、法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）及び行政実例等による請求要件の調査や関係機関への確認に時間を要した。その結果、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、同月 16 日付けで住民監査請求書を收受するとともに受理を決定している。

8 住民監査請求による保留等の措置について

住民監査請求において、「保留」の制度は、存在しない。

9 事務局職員の勤務状況等について

事務局職員（3 名）は、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」第 27 条第 3 項に基づく懲戒免職を受けておらず、正当な理由もなく勤務を欠いた事実もない。全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、公正な職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念している。また、効率的及び経済的に業務を執行し、勤務状況に全く問題はない。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不适当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっているそれぞれの監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、不正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。また、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判

断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

- 2 請求人は、議会事務局（議事課）を通じて、5月27日（金）に竹内議会選出監査委員との面談を申出された。日程を調整した結果、既に他の予定があり、調整ができず、要望に応えられなかつたことは事実であるが、そのことに対する違法性は認められない。
- 3 半田市監査委員は、先述「第3第3項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行するに当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号）」第1条の別表に基づき、2名の監査委員の内、識見を有する者の中から選任された委員には月額105,200円、議会の議員の中から選任された委員には月額34,200円（令和4年5月は、就任期間分（令和4年5月19日就任）を日割計算している。）が支払われており、かかる支給手続きは適正に行われている。

- 4 監査委員事務局員（3名）は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項に基づく、懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない。また、規程第4条に基づく、事務に対して、公正な職務の遂行に当たり、全力を挙げてこれに専念している。

「半田市職員の給与に関する条例（昭和29年3月30日条例第12号）」第4条第3項では、「任命権者が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。」と規定されている。懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない職員に対して、「半田市職員の給与に関する条例」に基づく、給与等を支給することは、前述のとおり、当然のことである。給与等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成20年3月28日訓令第5号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、監査委員の委員報酬及び監査委員事務局員の給与等の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、いずれも棄却する。

ただし、監査委員に関する請求の判断については、2人の監査委員自身が請求の対象者に相当するため、法第199条の2の規定に基づき、合議ではなく、1人の監査委員が他の監査委員に対する請求を判断した。

なお、令和4年6月23日付で、請求人から、「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」が書面により提出されているが、住民監査請求において、「留保」の制度が存在しないことを申し添える。

以上